

3交通第228-7号  
令和3年5月31日

一般社団法人香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

### 「感染拡大防止集中対策期における対策」及び「医療ひつ迫警戒警報」について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県における直近の新規感染者数は、およそ10人前後のレベルで、直近1週間の累積数は90人程度となるなど、いわゆる「感染急拡大」の状況からは脱してきておりますが、一方で、医療のひつ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として国のステージIVの目安50%前後の水準にあり、本県の医療提供体制は厳しい状況が続いております。

こうした状況を踏まえて、現行の対策期後の6月1日から6月20日までの間は、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとしますが、本県の医療提供体制を守るべく、県独自の「医療ひつ迫警戒警報」を発令し、感染拡大の防止に向けた必要な対策を継続していくことといたします。

具体的には、新規感染者のうち、飲食店を利用していた方等の割合が一定水準にあることも踏まえ、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、6月1日から現在の営業時間20時までを21時までに変更した上で、6月14日まで期間を再度延長することとし、当該期間を通じてご協力いただいた飲食店には、第2次の協力要請と同様の協力金を支払うことといたします。

また、感染拡大地域を含めた県外からの集客を抑制するため、集客施設には、ポイントデーなど、集客イベントの実施について慎重に検討することを働きかけるとともに、県外からの集客が見込まれる県有施設等について、対策期間中の土曜日、日曜日を休館・休園、利用の自粛、開館時間を短縮するなどの対応をとることとしております。

県民の皆さん、事業者の皆さんには、ご負担をおかけすることになりますが、感染拡大を防止し、本県の医療提供体制を守るべく、是非ともご協力をお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「感染拡大防止集中対策期における対策（6月1日以降）について」（資料1）及び「知事から『感染拡大防止集中対策期』における県民の皆さんへのお願い」（資料2）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願ひいたします。

# 感染拡大防止集中対策期における対策（6月1日以降）について

資料 1

令和3年5月28日

## ○対策期間：6月1日（火）～6月20日（日）

（医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率がなお高く、引き続き警戒を要することから、上記対策期間において、『医療ひっ迫警戒警報』を発令）

### 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

#### （1）外出について

○県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請

21時以降の不要不急の外出は、自粛するよう協力要請

混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請

○感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力要請

○他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請

また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請

県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請

○県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう協力依頼（法によらない協力依頼）

○外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請

**別添1**（省略）：気をつけていただきたいこと

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

**別添2**（省略）：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

○施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請

**別添3**（省略）：かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

#### （2）新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

**別添4**（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

**別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）

○大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

**別添6**（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

### 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日、6月1日～6月14日）

○特に、県外からの集客を抑制するため、集客施設において集客イベントの実施を慎重に検討するなどの対策をとるよう働きかけ（法によらない協力依頼）

(別紙)「集客施設への働きかけについて」

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
  - 別添2 (再掲)：業種別ガイドライン
  - 別添7 (省略)：今後における適切な感染防止対策
  - 別添8 (省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
  - 別添3 (再掲)：かがわコロナお知らせシステム
  - 別添9 (省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
  - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
  - ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
  - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
  - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
  - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
  - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

### 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請  
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。
  - 別添10 (省略)：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について
  - 別添11 (省略)：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関する県有施設等は、対策期間中の土曜日及び日曜日について、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応（別紙）。  
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請

### 5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により、出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

### 6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

- (別紙)「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

## 知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い ～『医療ひつ迫警戒警報』を発令、本県の医療提供体制を守るため感染防止対策の徹底を～

本県では、3月下旬から毎日連続で発生が続いている新規感染者の発生状況等に応じ、これまで対策期を6段階の最も高いレベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令して、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛していただくことや、飲食時も含めてマスクをきちんと着用すること、感染対策が徹底されていない飲食店や施設等への利用を控えていただくことなど、感染防止対策の徹底にご協力をいただいております。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、これまで第3次にわたって飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請を行っているほか、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、集客施設に対して入場整理等の徹底など、感染リスクを引き下げる適切な対策をとっていただくよう働きかけるなど、事業者の皆さまにも多大なご協力をいただいているところであります。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまに様々なご負担をおかけしていることを深くお詫びいたしますとともに、これまでの対策にご理解、ご協力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

民間企業の調査結果によると、高松市内の主要駅周辺における5月の夜間の人出は、対策を強化する前の4月初旬に比べて3割程度減少しており、皆さま方のご協力を得て取り組んできた対策は、確実に感染リスクの低減につながっていると言えますが、その一方で、感染・伝播性が高く従来株から置き換わった変異株が、我々の前にも大きく立ちはだかっており、各種対策による人流の減少が新規感染者数の減少につながるまで、長い期間を要しております。

本県における直近の新規感染者数は、およそ10人前後のレベルとなり、直近1週間の累積数は90人程度で「感染拡大防止集中対策期」前の水準になるなど、いわゆる「感染急拡大」の状況からは脱してきておりますが、一方で、医療のひつ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として国のステージIVの目安50%前後の水準にあり、本県の医療提供体制は厳しい状況が続いております。

各種の対策による感染抑制の効果と変異株による感染拡大の影響が拮抗する中、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域など、感染が拡大している又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるところであり、今後の感染状況の予測が難しい局面にありますが、本県の医療提供体制を守るためにには、医療のひつ迫具合を含めた感染状況を緊張感を持って注視しながら、感染拡大の防止に向けた必要な対策を継続して行っていかなければなりません。

こうした状況を踏まえて、現行の対策期後の6月1日（火）から20日（日）までの間は、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとしますが、本県の医療提供体制を守るべく、県独自の『医療ひつ迫警戒警報』を発令し、必要な対策を行っていくことをいたします。

具体的には、新規感染者のうち、飲食店を利用していた方等の割合が一定水準にあることも踏まえ、事業者の皆さま、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ありませんが、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、6月1日（火）から現在の営業時間20時までを21時までに変更した上で、6月14日（月）まで期間を再度延長するよう要請し、再延長期間の全期間を通じて要請にご協力いただいた飲食店には、国からの通知に基づく協力金を第2次と同様、売上高等に応じて支払うことといたします。

また、感染拡大地域を含めた県外からの集客を抑制するため、集客施設には、ポイントデーなど、集客イベントの実施について慎重に検討することを働きかけるとともに、栗林公園やさぬきこどもの国など、県外からの集客が見込まれる又は観光・レジャー等に關係する県有施設等について、対策期間中の土曜日、日曜日を休館・休園、利用の自粛、開館時間を短縮するなどの対応をとることとしております。

こうした社会経済活動の制限のご協力を長期間にわたってお願いすることは、本来、望ましいことではないと考えております、今後も医療のひつ迫具合を含めた感染状況を注視しながら、対策の実施、継続等について、慎重に判断してまいるとともに、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を早期に導入するなど、感染症に強い地域社会経済の構築に全力で取り組んでまいります。

本県の医療提供体制を守り、通常の医療に大きな影響が生じるようなことがないようになるためには、感染拡大の防止に向けて、県民の皆さんお一人お一人の行動が非常に大事となりますので、改めて、県民の皆さんにお願いいたします。

- ・不要不急の外出については、慎重に検討してください。
- ・21時以降の不要不急の外出は、引き続き自粛してください。
- ・混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、自粛してください。
- ・他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討し、人口10万人当たりの直近1週間の累積新規感染者数が15人以上の地域にあっては、特に慎重に検討してください。
- ・マスクは飲食時もきちんと着用し、感染防止対策を徹底して行動してください。

私としましては、現在、各市町で進められているワクチン接種の円滑な実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さん、事業者の皆さんと一緒に全力で取り組んでまいります。どうか、引き続き、ご理解、ご協力を願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいいたします。

令和3年5月28日

香川県知事 浜田恵造